

短期給付の資格情報の誤登録について

今般、当組合において、短期給付の資格情報の誤登録が生じました。

このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、ご迷惑をおかけした加入者の方に深くお詫び申し上げます。事案については、次のとおりです。

- この度、支部において被扶養者の個人番号を J-LIS 照会した結果、住所情報が不一致である別人の個人番号が中間サーバに登録されました。
- オンライン資格確認に使用される中間サーバは、カナ氏名又は生年月日に不一致がある場合には、誤登録である可能性があることを検知して保険者へ提供する仕組みとなっていますが、この度の事案は、支部における生年月日の誤登録により、J-LIS 照会した結果が別人の氏名、生年月日等に一致し、住所情報が不一致であったものの、そのまま中間サーバへの本登録に至り、当組合の登録情報が別人の個人番号に紐づけられました。
- この結果、別人の個人番号を中間サーバに登録し、別人の方が、当該被扶養者の方の情報を閲覧できる状況が発生しました。
すぐにご本人には状況を説明し、ご理解をいただくとともに、関係機関と連携し必要な対応を措置いたしました。
- また、当組合では、本件について、国等に報告するとともに、再発防止のために、全支部に対して、正確な資格情報等の取扱いの徹底について周知いたしました。

今後、当組合としては、このような事案が生じないように、再発防止について徹底してまいります。

令和5年5月19日
地方職員共済組合